# 電子入札等システムの変更に伴う事後審査通知書、

# 事後審査資料提出依頼書について

# 1 趣旨

令和4年6月1日より電子入札等システムが新システムに移行したことに伴い、 一般競争入札の開札後に通知される、事後審査通知書と事後審査資料提出依頼書に ついて説明します。

#### 2 内容

一般競争入札の開札後、市が事後審査を行うため、入札案件の事後審査処理をした場合や、事後審査資料の提出依頼をした場合は、電子入札システムにて「事後審査通知書」や「事後審査資料提出依頼書」が発行されます。これらの通知が発行された際は、入札業者へ発行されたことを知らせるメールが登録してあるアドレスに届くようになっています。



# (1) 事後審査通知書

一般競争入札の開札後、次の「<u>事後審査通知書</u>」が入札した業者に送付されます。<u>この通知は、入札した全業者に送付されるものであり、落札候補者となったわけではありません。</u>





## (2) 事後審査資料提出依頼書

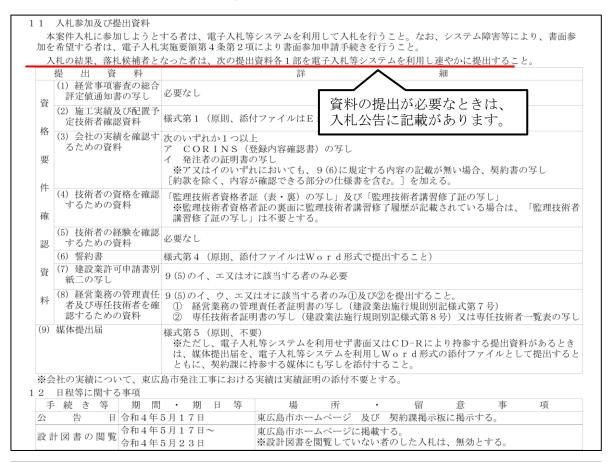
一般競争入札の開札後、次の「<u>事後審査資料提出依頼書</u>」が落札候補者に送付されます。<u>落札候補者には「事後審査通知書」と「事後審査資料提出依頼書」</u>の2つの通知が送付されます。

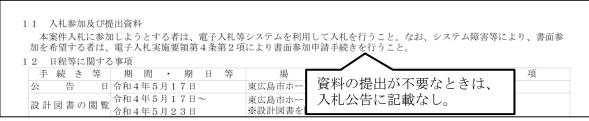




### (3)事後審査資料の提出

資料提出の要・不要については、入札公告に記載してあります。資料提出が必要な案件は、事後審査資料提出締切日時までに電子入札等システムから資料を提出してください。資料提出が不要の案件は、システム等の処理は不要で、次の連絡をお待ちください。





※令和4年度から「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」は事後審査資料 としての提出を原則不要としています。